

令和5年度公務災害補償等認定委員会の意見結果

- ・ 1市5町1団体から11件の申請があった。
- ・ 11件について「公務災害と認定する」との意見を得た。

件数	災害の状況	傷病名	加療内容	認定委員会の意見
1	業務中の事故	右足関節靭帯損傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
2	業務中の事故	左第7肋骨骨折・左手打撲傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
3	業務中の事故	右中指中節骨骨折	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
4	業務中の事故	左膝外側半月板損傷	入院加療	公務災害と認定することが適当である。
5	業務中の事故	右足関節外果剥離骨折	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
6	業務中の事故	第3腰椎圧迫骨折	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
7	業務中の事故	右示指動物咬創	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
8	業務中の事故	左前腕筋挫傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
9	業務中の事故	左橈骨頭骨折	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
10	業務中の事故	左足Ⅱ度熱傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
11	業務中の事故	右側頭部切創	通院加療	公務災害と認定することが適当である。